

韓国のストック・オプション会計基準の研究

A Study on the Accounting Standards of Stock Option of Korea

李 相 和

LEE, Sanghwa

I はじめに

ストック・オプション (stock option) とは、企業が経営者や従業員に対して、将来の一定の期間 (権利行使期間) に一定の価格 (権利行使価格) で一定数の自社株式を購入できる権利付与する制度をいう。具体的には、労務の対価 (インセンティブ報酬) として、新株予約権を役員等は無償で付与するか、報酬債権などで有償発行することになる。ストック・オプションの付与は、株主総会の特別決議あるいは取締役会の決議 (取締役への付与は報酬として株主総会の普通決議) が必要である。通常、ストック・オプションには譲渡制限があり、市場で取引されないため、公正価値 (fair value) を観察することができない。

韓国では、1997年1月の証券取引法の改正により、役員等に対する報酬として株式買入選択権 (株式選択権、ストック・オプション) の付与が法制化され、1997年3月から施行された。株式買入選択権は1997年に最初に付与されてから株式選択権の付与企業が益々増加しており、特に従業員などに対する報酬の一種として一般化されている。

この制度の導入趣旨は次の通りである。①企業に対する貢献度があり、能力のある従業員

員などに対してインセンティブを提供する。②経営者と株主との利害調整を図り、長期的に企業価値を高める。③経営者の企業に対する所有意識を高め、長期的な企業発展に対する関心を提供する。④最小限の費用で、有能な人材を確保し、経営と所有の分離を促進させ、企業の所有構造を改善する。⑤キャピタル・ゲインに対する非課税を通じて、従業員などの税引き利益の極大化を図ることである。

2006年4月、韓国では、会計基準の国際的統合 (Convergence) の観点から、ストック・オプションの会計基準として、韓国会計基準委員会 (KASB) による企業会計基準書第22号「株式基準報償」(実務指針及び適用事例、結論導出根拠を含む) が公表された。本稿では、韓国のストック・オプション会計処理規定についての検討を行うものである。

II 韓国のストック・オプション会計処理規定

1 スtock・オプションの定義と適用範囲およびその時期

韓国の企業会計基準書第22号「株式基準報償」によれば、「この基準書の目的は株式基準報償取引の会計処理と開示に関する事項を定めることにある」としている。株式基準報償

取引とは、「企業が財貨又は用益を受け取る対価として、企業の持分商品（株式又はストック・オプション）を付与するか、企業の株式又はその他の持分商品の価値に基づいて現金やその他の資産で決済する取引」をいう（韓国の企業会計基準書第22号 付録A用語定義、以下、基準書）。ここでは、便宜上、株式基準報償取引をストック・オプション取引という。また、ストック・オプション（株式選択権）の定義について、基準書によれば、「所有者に特定期間の固定価格または決定可能な価格で企業の株式を買入れできる権利（義務ではない）を付与する契約」と定義している（基準書第22号 付録A用語定義）。この定義についてはIASBのIFRS第2号「株式報酬」の定義とほぼ同様であると考えられる。

ストック・オプション取引の適用範囲は、<表1>のように、基本的には、従業員等に労働や業務執行等のサービスの対価として付与される自社株式オプションである。IFRSと同様に、取得の対価として自社株式オプションや自社の株式を用いる取引のみならず、対価として現金を支払うものの、その金額が契約等により自社の株式の市場価格と連動することとされている取引や、企業又は従業員

等の選択により、自社の株式又はその市場価格に基づく価額に相当する金額が交付される取引についても取り扱っている。

しかしながら、従業員等が企業の持分商品の所有者資格として、取引に参加する場合には、当該取引をストック・オプション取引の対象としない。また、事業結合に関する企業会計基準が適用される事業結合によって財貨（取得する純資産の一部をいう）を取得する場合にもこの基準書の範囲に含まれない（基準書第22号2-7）。

適用時期は、2006年12月31日から施行される。実際には、2007年3月期から、ストック・オプションは、報酬として位置づけられ、費用計上（利益のマイナス要因）が義務付けられるようになる（基準書第22号57-59）。ストック・オプション取引の会計処理が100%可能となるにつれて、過去に公開されなかった会計情報が開示されるようになった。このような会計制度の整備は、会計処理の透明性を高めるとともに、企業情報をよりの確に把握することに役立つ。

国際的動向として、国際会計基準（IAS、IFRS）では、2004年2月に、IASBのIFRS第2号「株式報酬」により、費用計上を義務付け

表1 スtock・オプションの適用範囲

適用対象	(1) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の持分商品（株式又はオプション）を付与する株式決済型のストック・オプション取引 (2) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式や持分商品の価値に基づいて現金またはその他の資産で交付する現金決済型のストック・オプション取引 (3) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社または供給者が決済方式を選択できる選択型のストック・オプション取引
適用例外	・ストック・オプションが報酬ではないもの（対価性がないこと） ・優先配分に該当する従業員持株制度 ・企業結合の場合 ・派生金融商品の場合 ・従業員が持分商品の持主（株主の資格）として付与を受けた場合

られた。アメリカでは、2004年12月に、FASB FAS第123号の改訂により、2006年3月期から費用計上が義務付けられている。日本の場合は、会社法の施行日（2006年5月1日）以降に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式から適用される。早期適用は認められていない。

2 スtock・オプション取引の認識

企業は、株式基準報償取引（ストック・オプション取引）で受け取るかまたは取得した財貨又は用益（サービス）は、当該財貨を獲得した時またはサービスを受け取った時に認識する。＜表2＞のように、企業は、財貨又はサービスを株式決済型のストック・オプション取引で受け取った場合は報償原価分だ

け資本（資本調整）を認識し、現金決済型のストック・オプション取引で受け取った場合は報償原価分だけ負債を認識する。報償原価（株式報酬費用）とは、「企業がストック・オプション取引を通じて取引相手方から受け取る財貨またはサービスの原価」をいう（基準書第22号 付録A用語定義）。報償原価は、一般的に、当期の費用として処理するが、その性格によって、棚卸資産、有形固定資産および無形資産などの取得原価に含まれる場合がある（基準書第22号8-10）。

3 株式決済型ストック・オプション取引

韓国の基準では、株式決済型ストック・オプションは、＜表3-1＞のように、提供される財貨またはサービスの公正価値（fair

表2 スtock・オプション取引の認識

基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック・オプション取引から提供された財貨や用益の評価単価は提供され日に認識する。 ＜株式決済型＞ （借方）報償原価（株式報酬費用）XXX （貸方）株式選択権（資本調整）XXX ＜現金決済型＞ （借方）報償原価（株式報酬費用）XXX （貸方）長期未払費用 XXX
報償原価の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の認識要件が満たさない場合は当期の費用として処理する。 ・報償原価は性格によって製造原価、一般管理費、開発費等として処理する。
株式付与の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に株式を付与する場合：株式の公正価値を企業株式の市場価格に基づいて測定するが、株式の付与条件を考慮して調整する。 ・株式の市場性がない場合：公正価値を推定市場価格に基づいて測定する。

表3-1 株式決済型ストック・オプション取引

区分	内容
測定原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 提供された財貨又はサービスの公正価値を測定し、その金額を報償原価と資本調整として処理する。 (2) 財貨又はサービスの公正価値の測定において、信頼性をもって測定できない場合は、付与した持分証券の公正価値に基づいて測定する。
従業員等	<ul style="list-style-type: none"> ・公正価値の測定基準日：持分商品の付与日 ・勤務用益の公正価値は信頼性のある測定が困難である。
従業員以外の取引相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・公正価値の測定基準日：財貨や用益が提供される日 ・一般的に財貨や用益の公正価値は信頼性のある測定ができる。
株式選択権の公正価値	株式選択権の公正価値を推定するためのオプション価格決定モデルとして、二項モデルまたはブラック・ショールズ式等を利用する。

value)を測定し、その金額を報償原価と資本調整として認識する。従業員及びその他の類似サービス提供者から受け取るサービスの公正価値は、通常、信頼性をもって測定することができないので、付与した持分商品の公正価値を参照して間接的に測定する。付与した持分商品公正価値は付与日現在で測定する(基準書第22号11-14)。従業員や取引相手方から用益を受け取り、持分商品を付与する会計処理は次のような場合が考えられる。

(1) 用益(サービス)を受け取る取引

付与した持分商品が直ちに確定する場合には、<表3-2>のように、取引相手方は、当該持分商品に対する無条件の資格を得るまでに一定期間のサービスを完了することを要求されていない。反対の証拠がない限り、企業は、当該持分商品の対価として取引相手方が提供するサービスをすでに受け取っているものと想定する。この場合、企業は、付与日において、受け取ったサービスの金額を報償原価として、また同額を資本(資本調整)として権利確定期間に配分して認識する(基準書第22号15)。

付与した持分商品が、取引相手方が一定期間の勤務を完了するまで確定しない場合、企業は、当該持分商品の対価として取引相手方が提供したサービスは将来において権利確定期間中に受け取るものと想定する。企業は、これらのサービスを、権利確定期間中に取引相手方から提供されたときに、対応する資本の増加とともに、用益提供の条件、非市場成果の条件、市場成果の条件などに分けて会計処理する(基準書第22号16)。

(2) 付与した持分商品の公正価値に基づいて測定される取引

付与した持分商品の公正価値を参照して測

定される取引については、<表3-3>のように、企業は、測定日現在の、付与した持分の公正価値を、利用可能であれば市場価格に基づいて、当該持分商品の契約条件を考慮に入れて測定する。市場価格が利用できない場合には、企業は、知識のある自発的な当該車間の第三者間取引では測定日現在で当該持分商品の価格を見積もるために、評価技法を用いる。評価技法は、合理的な判断力と取引意思のある市場参加者が価格設定において考慮する要因と仮定のすべてを織り込まなければならない(基準書第22号17-19)。

持分商品の付与は、所定の権利確定条件の充足を条件としている場合がある。例えば、従業員に対する株式又はストック・オプションの付与は、通常、従業員が企業に一定期間とどまることを条件としている。企業の所定の利益増加や株価上昇を達成するなど、充足しなければならない業績条件(成果条件)がある場合もある。

市場成果の条件が付いていない権利確定条件は、測定基準日現在の株式やストック・オプションの公正価値を見積もる場合に考慮しない。しなしながら、市場成果の条件が付いた持分商品の付与については、企業は、市場成果条件が充足されているかどうかに関わりなく、他のすべての権利確定条件(例えば、用益提供条件)が充足されれば報償原価を認識する(基準書第22号20-22)。付与した持分商品の公正価値を参照して測定される取引の場合、企業は権利確定日後の資本の合計に何らの事後的修正も行っていない。

また、まれな状況において、付与した持分商品の測定日現在の公正価値を、信頼性をもって見積もれないことがある。このような場合には、企業は財貨又は用益を提供された

表3-2 用益（サービス）を受け取る取引

区分	内容
即時に権利確定の時	・取引相手方から持分商品の代価に該当する用益をすでに提供されたものと想定する。 ・提供される用益の公正価値を持分商品の付与日に全部報奨原価として認識し、その金額を資本調整として会計処理する
取得期間の場合	・取引相手方が明示された期間に用益を提供することによって、付与された持分商品が取得されれば、持分商品の対価に相当する用益は将来の取得期間に提供されるものと想定する。 ・当該用益は取得期間に配分して認識し、その金額を資本調整として会計処理する
用益提供の条件	用益提供の条件（例えば、従業員が3年間勤務する条件）ストック・オプションを付与する場合：ストック・オプションの対価に該当する勤務用益は将来の用益提供期間にかけて提供されるものと想定する。
非市場成果の条件	・継続勤務を条件としてストック・オプションを付与した場合：取得期間は非市場成果条件が満たされた日に従って決定する。 ・この場合、勤務用益を将来の期待取得期間を通じて提供されるものと想定する。 ・期待取得期間が直前の推定値と異なる場合は推定値を修正する
市場成果の条件	・継続勤務を条件としてストック・オプションを付与した場合：取得期間は市場成果条件が満たされた日に従って決定する。 ・この場合、勤務用益を将来の期待取得期間を通じて提供されるものと想定する。 ・期待取得期間は市場成果条件の結果に基づいて推定し、その後は修正しない。

表3-3 付与した持分商品の公正価値を参照して測定される取引

区分	内容
付与した持分商品の公正価値の決定	測定基準日現在の利用可能な市場価格を基礎とするが、持分商品の付与条件を考慮して、価値評価技法を用いて公正価値を決定する。
権利確定条件の会計処理	(1) 非市場成果条件：株式や株式選択権の公正価値を推定する時は考慮しない。 (2) 市場成果条件：すべての権利確定条件が満たし場合、報償原価を認識する。
権利確定後の会計処理	報償原価と資本調整を処理した場合、権利確定日がすぎた後には資本修正（利益への戻入）をしない。
内在価値の使用	(1) 例外的に、持分商品の公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、財貨又は用益を提供された日現在で、内在価値で測定する。 (2) 報償原価は権利行使が期待される持分商品の数量に基づいて認識する。

日現在で、内在価値（基礎株式の公正価値—株式選択権の行使価格）で測定することができる（基準書第22号24-25、付録A用語定義）。

また、株式決済型ストック・オプションを付与した非上場企業が上場する場合、現在では上場日を基準にして報酬原価を再測定するが、来年（適用基準日以降）からはストック・オプション付与時の報酬原価をそのまま使うこととしている。これは、一般的に、非上場企業が上場する場合、株式価値が上昇するの

で、ストック・オプションの付与者のために、報酬原価を再測定するならば、企業の費用負担が多くなることを避けるためである。

公正価値の算定モデルとしては、①離散時間型モデル（二項モデル等）と、②連続時間型モデル（ブラック・ショールズ式等）などがある。①離散時間型モデルは、将来の株価変動が一定間隔の時点において一定の確率に基づいて生じると仮定する方法である。②連続時間型モデルは、将来の株価変動が一定の

確率分布に従って常時連続的に生じると仮定する方法である。各国の会計基準は公正価値単価の測定について特定のモデルを推奨していない。一般的には、ストック・オプションの公正価値算定においては①の方が適切であり、韓国の基準は、アメリカ基準やIFRSと同様に、①を重視していると考えられる。

（3）付与した持分商品の条件変更（取消し及び途中清算を含む）

企業は、持分商品の付与条件を変更することもある。例えば、従業員に付与したオプションの行使価格の減額（すなわち、オプションの価格改定）を行うことがあるが、これは当該オプションの公正価値を増加させる。企業が持分商品を付与した当初の条件を変更するかどうかに関わりなく、受け取ったサービスは、最小限に付与した持分商品の付与日現在の公正価値で認識する。すでに権利確定した持分商品を中途清算する場合は、支払った金額を資本（資本調整）から差し引く。ただし、支払額が買入日現在、持分商品の公正価値を超える場合にはその超過額を当期の費用として認識する（基準書第22号26-27）。

企業が権利確定期間中に持分商品の付与を取り消すかまたは清算した場合には、次のように会計処理する。ただし、権利確定条件が充足されない場合に失効により取り消された付与を除く。

- ①付与した持分商品が確定されたものとし、残余報償原価を直ちに認識する。
- ②付与を取り消す際に、現金を支払う場合には、自己持分商品（例えば、自己株式）の買い戻し、すなわち資本の部からの控除として処理する。ただし、支払額が持分商品の公正価値を超える場合には、その超過額を報償原価として処理する。

③従業員に新たに付与した持分商品が取り消した持分商品の代替となる場合には、当初の付与の変更と同じ方法で処理する。また、企業が、付与した新たな持分商品を、取り消した持分商品の代替とならない場合には、新たな持分商品の付与として処理する。

また、新株予約権が行使される前の段階から、株主資本として取り扱い、権利不行使により失効した場合でも、すでに認識された報酬原価は利益への戻入れを行わない。また、すでに認識した資本調整分はその他の剰余金に振り替える（基準書第22号28-29）。

4 現金決済型ストック・オプション取引

現金決済型ストック・オプションが与えられた取引相手方は一定の権利確定条件で、一定期間に企業の株価上昇額に基づいて現金を受け取ることができる。このような取引は最終的には、企業の現金が流出される点で、持分商品が発行される株式決済型ストック・オプション取引とは根本的に差異がある。

現金決済型ストック・オプション取引については、〈表4〉のように、企業は、取得した財貨又はサービスとその対価として負担する負債を、当該負債の公正価値で測定する。また、負債が決済されるまで、企業は当該負債の公正価値を貸借対照表日および決済日に再測定し、公正価値の変動を当期の損益計算書（報償原価）に認識する。企業は、受け取ったサービスと、当該サービスの対価を支払う負債を、従業員がサービスを提供したときに認識する。報償原価は権利確定期間に通じて認識する。これに応じて、負債（長期未払費用）を認識する。非上場企業の場合は、内在価値で測定することができる。また、毎期末と最

終決済日に負債の内在価値を再測定し、内在価値の変動額は報酬原価に加減する（基準書第22号30-34）。

5 選択型ストック・オプション取引

企業又は取引相手方が決済方式として、現金支払い（現金決済型）または企業の持分商品発行（自己株式の提供を含む、株式決済型）を選択する権利を与えている場合には、取引の実質に従って処理する。すなわち、企業が現金又はその他の資産を支払うべき負債が発

生する場合には、現金決済型ストック・オプション取引として、そのような負債が発生していない場合には、株式決済型ストック・オプション取引として処理する（基準書第22号35）。

選択型ストック・オプション取引には、＜表5＞のように、①取引相手方が選択できるストック・オプション取引と、②企業が選択できるストック・オプション取引に分けて処理する（基準書第22号36-45）。

表4 現金決済型ストック・オプション取引

区分	内容
測定原則	提供される財貨または用益とその代価として負担する負債は負債の公正価値で測定する。負債は決済日に公正価値で再測定する。
権利確定期間	・即時に権利確定時：報償原価と負債を即時認識する。 ・権利確定期間が必要な場合：報償原価と負債は権利確定期間に配分して認識する。 ・権利確定日以降に生ずる負債の公正価値の変動額：当期の報償原価に加減して認識する。
負債の公正価値の測定	オプション価格決定モデルを利用し、付与条件などを考慮する。
非上場企業	・現金決済型ストック・オプションに関わる負債は内在価値で測定する。 ・内在価値で測定する場合は、決済日まで再測定し、その変動額は報償原価で処理する。

表5 選択型ストック・オプション取引

区分	内容
取引相手方に選択権がある場合	・負債要素（取引相手方の現金決済要求権）と資本要素（取引相手方の株式決済要求権）が含まれた派生金融商品を認識する。 ・負債要素の公正価値を測定した後、資本要素の公正価値を測定する。 ・非上場企業の場合は、派生金融商品の価値を負債要素の内在価値と資本要素の公正価値を合計した金額にすることができる。
企業に選択権がある場合	(1) 現金支払いの義務がある場合：負債として認識する。 (具体例) ・持分商品を発行し決済する方式に商業的実質が欠如された場合 ・過去の経験から見て、殆ど現金で決済する場合 ・現金決済政策が確立されていて、すでに公表された場合 ・過去の経験から見て、取引相手方が現金決済を要求する度に企業がこれを受け入れる場合 (2) 現金支払いの義務がない場合：資本として認識する。 ・企業が現金決済方式を選択する場合には、自己持分商品の取得とみて、現金支払額を資本（資本調整）から差し引く。 ・企業が株式決済方式を選択する場合には、別途に会計処理はしないが、企業が決済日より高い公正価値を持つ決済方式を選択する場合には、超過決済価値を追加の報酬原価として認識する。

6 ストック・オプションの会計情報の開示

企業は、財務諸表利用者が会計期間に存在するストック・オプション取引の性格と範囲を理解できるような会計情報を注釈として記載しなければならない。韓国の基準では、ストック・オプション取引に関する注釈としての開示の要件を次のように提示し、最小限の注釈事項を要求している（基準書第22号46-54）。

（1）会計期間に生ずるストック・オプション約定の各類型に関する記載。

ここでは、権利確定条件、付与されたストック・オプションの満期、決済方式（現金または株式）等のような条件が各類型別に記述される。

（2）次のようなストック・オプションの数量と加重平均行使価格

- ・会計期間初に存在するストック・オプション
- ・会計期間中に付与したストック・オプション
- ・会計期間中に喪失されたストック・オプション
- ・会計期間中に行使されたストック・オプション
- ・会計期間中に取消または中途清算したストック・オプション
- ・会計期間中に満期消滅されたストック・オプション
- ・会計期間末現在に存在するストック・オプション
- ・会計期間末現在に行使可能なストック・オプション

（3）会計期間中に行使されたストック・オプションの行使日現在の株価加重平均値。

（4）会計期間末現在に存在するストック・オプションの行使価格の範囲と加重平均残余満期など。

また、開示事項では、財務諸表利用者が会計期間に提供された財貨や用益の公正価値または付与された持分商品の公正価値がどのように決められたかを理解できるような情報、ストック・オプション取引が企業の経営成果と財務状態にどのような影響を及ぼしたかに関する情報も注釈として記載することを要求している。

Ⅲ おわりに

本稿では、韓国のストック・オプション会計基準について検討を行ったが、韓国の基準は、IFRSとは整合性が非常に高い。しかしながら、日本の基準と比較した場合、次のような相違点あるいは諸特徴があげられる。

- （1）適用範囲について、日本は主に株式決済型であるが、韓国はIFRSと同様に、株式決済型、現金決済型、選択型に区分している。それによって、ストック・オプションの処理が異なる。
- （2）費用認識の時点について、日本では、財貨や用益の評価単価は付与日現在で算定するが、韓国では、その評価単価は付与日（従業員との取引）、または提供された日（非従業員との取引）に認識する。
- （3）権利不行使による失効の場合、日本の基準では、原則として、失効が確定した期に特別利益として計上するが、韓国の基準では、IFRSと同様に、権利不行使により失効した場合でも利益への戻入れを行わない。認識した資本調整はその他の剰余金に振り替える。
- （4）公正価値の算定モデルについて、日本

の場合、ベースとなっているのは連続時間型モデル（ブラック・ショールズ式等）の方法であるが、韓国はIFRSと同様に、離散時間型モデル（二項モデル等）を重視していると考えられる。

しかしながら、ストック・オプション会計基準を検討する際には、ストック・オプション費用化をめぐる論点、費用計上が企業経営に与える影響、いかにして報酬体系を組み立てるかなど、実務的な処理と関連させて検討する必要がある。

4号、2006年4月。

豊田俊一（2006 b）, 「ストック・オプション等及びその他の新株予約権・新株予約権付社債の会計処理」『企業会計』第58巻第5号、2006年5月。

IASB, IFRS No.2, Share-based Payment, December 2004.

IASB, IFRS No.2, Basis for Conclusions on Share-based Payment, December 2004.

FASB, SFAS No. 123, Accounting for Stock-Based Compensation, October 1995.

参考文献

韓国会計基準院（KAI）、企業会計基準書第22号「株式基準報償」、2006年4月。

韓国会計基準院（KAI）、企業会計基準書第22号「株式基準報償（実務指針及び適用事例）」、2006年4月。

韓国会計基準院（KAI）、企業会計基準書第22号「株式基準報償（結論導出根拠）」、2006年4月。

Yoo Jae Kyu（2007）、『2007新企業会計実務（韓国語）』（株）英和租税通覧、2007年2月。

Song il man、外（2007）、『中級会計（韓国語）』新英社、2007年。

企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、2005年12月。

企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」、2005年12月。

（財）財務会計基準機構（FASF）、調査研究シリーズNo. 1 『ストック・オプション会計の国際比較』、2003年1月。

豊田俊一・片山智二・川崎聖敬（2006）、「ストック・オプション等に関する会計基準について」『季刊会計基準』第12号、2006年3月。

豊田俊一（2006 a）、「ストック・オプション等に関する会計基準について」『企業会計』第58巻第